

平成 30 年度の業務の概況

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、道路関係四公団の民営化に伴い、6つの会社（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する会社をいいます。以下同じです。）とともに平成 17 年 10 月 1 日に設立されました。

平成 30 年度においては、第 4 期中期目標期間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）における中期目標を達成すべく、①債務の確実な返済、②会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、③業務運営の効率性と透明性の確保の 3 点について、以下のような取組を重点的に推進しました。

1 債務の確実な返済

債務の早期の確実な返済のため、以下のような取組を行い、国民負担の軽減に努めました。

(1) 協定（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」といいます。）第 13 条第 1 項に規定する協定をいいます。以下同じです。）及び業務実施計画（機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいいます。以下同じです。）の以下の変更等にあたっては関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を見直しました。

■平成 30 年 8 月における協定変更の概要

○対象路線網

全国路線網、首都高速道路に係る地域路線網、一の路線

○変更内容

- ・新東名高速道路の 6 車線化事業の追加
- ・スマートインターチェンジ 6 箇所を追加 等

■平成 31 年 3 月における協定変更等の概要

○対象路線網

全国路線網、地域路線網、一の路線

○変更内容

- ・財政投融资を活用し、暫定 2 車線区間の機能強化による防災・減災対策や生産性向上のための新名神高速道路の 6 車線化

- ・一般国道 201 号（八木山バイパス）の 4 車線化に係る有料道路事業の導入などを実施するにあたり、協定等の必要な見直し 等

これらの協定及び業務実施計画の見直しの内容等については、ホームページでわかりやすく公表しました。

(2) 業務実施計画においては、貸付料収入が計画値を 2,987 億円（15.4%）上回る 2 兆 2,334 億円となる一方、会社からの債務引受額（有利子債務分）が計画を 1 兆 2,520 億円（36.3%）下回る 2 兆 1,935 億円となったことなどから、平成 30 年度末時点における有利子債務残高は、計画値 29 兆 2,490 億円に対して 27 兆 2,931 億円となりました。

(3) 資金調達については、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮するため、「長期／超長期・固定」の資金調達を基本とし、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達の拡充に取り組む方針を定めました。

超長期年限の購入層拡大に向けて、財投機関債で 30 年利子一括払債、32 年・35 年・39 年固定利付債を新たに発行し調達の多様化を図ると共に、生命保険会社、全国の市町村・公益法人・宗教法人等への積極的な IR 活動等によって 60 件の新規投資家を獲得しました。

これにより、利子一括払債を含め、30 年以上の政府保証債・財投機関債を 6,450 億円（前年度は 5,800 億円）発行するなど、年限の長期化を図りました。

上記取組に加え、国から財政融資資金 1 兆 5,000 億円を借り入れるなど、長期かつ安定的な資金調達に努めた結果、調達全体に占める超長期年限の割合は 88.1%、平均調達年限は 32.2 年となり、平均調達利率は 0.75%という低い水準で総額 2 兆 9,309 億円の資金を調達しました。

以上の取組により、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めました。

(4) 機構設立以降初めてとなる財政融資資金の借入について、日本銀行による「マイナス金利政策」の下、金融機関と粘り強く交渉・調整を行い、有利息での預け入れをすることができました。また、令和元年度以降に予定している財政融資資金の置き換え額を最大限使用するため、資金計画の精度を向上させることにより、平成 30 年度における財政融資資金(1 兆 5,000 億円)以外での期末残高を過去最低水準することで、第 4 四半期の新たな資金調達を抑制しました。

2 会社と連携した高速道路事業の円滑な実施

会社と連携協力しつつ、管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け等を実施しました。

(1) 高速道路網については、後志自動車道（余市～小樽）等 106.5km の新規供用があり、年度末における高速道路の供用区間延長が 10,288km となりました。

(2) 道路管理者の権限の代行については、2,428 件の占用許可、5,957 件の特殊車両通行許可、4,341 件の車限令違反措置命令などを行い、道路管理者の権限を行使する機構と現場において維持管理を行う会社が連携することで、高速道路の管理を適正かつ円滑に実施しました。また、これらの業務運営のさらなる適正化、迅速化及び効率化のため、以下の取組を行いました。

①違反車両取締り及び特殊車両の通行許可のシステム化を進め、10 月に現地取締支援システムの、1 月に特殊車両通行許可支援システムの運用を開始し、3 月には国のシステムとの連携を開始することにより、手続きの迅速化、適正化を図りました。

（運用開始により新規・変更にかかる許可証発行期間の目標 10.5 日に対し、実績として 5.5 日に短縮）

②占用事務の迅速化・効率化を目指すための占用システムの概略構成を確定させ、同システムを構成する「占用許可業務支援システム」の開発に着手、発注を行いました。

③特殊車両通行許可支援システム及び占用許可業務支援システムに関して、将来に向けたオンライン申請の対応に必要な事例調査やシステム機能構成についての調査等に着手しました。

④車両制限令違反車両への更なる対応強化に向け、自動軸重計の増設（+182 基）や車限隊の増設（+2 隊）など効果的施策について関係機関と連携して実施しました。

⑤高架下利用計画等検討会を開催し入札占用箇所を決定（7 件・22 箇所）、ホームページにて公表を行うことで入札の活発化を図るとともに、占用入札制度の積極的運用に向け、ニーズ調査、事例調査及び現況調査を実施のうえ、4 件の占用入札と 1 件の入札に向けた手続きを実施しました。

(3) 会社による高速道路の維持、修繕その他の管理については、平成 29 年度の実施状況を会社より「維持、修繕その他の管理の報告書」（以下「管理の報告書」といいます。）として報告を受け、ホームページで公表しました。なお、平成 29 年度の管理の報告書については、会社と連携して、アウトカム指標の中期目標及びその設定の考え方等の記載を追加するなど、記載内容のさらなる充実を図りま

した。

また、アウトカム指標については、会社との連携を図るにあたり機構がリーダーシップをもって調整を行い、平成 30 年度に全ての指標において中期的な目標を設定・公表し、その進捗状況を確認すること等を通じて会社による計画的かつ実効的な事業実施が確保されるよう取り組むとともに、会社において適切な PDCA サイクルが実施されるように、会議等を通じて、アウトカム指標を会社の経営指標に反映することを促しました。

さらに、実地確認や管理の報告書等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報について、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、情報共有を図りました。

(4) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築又は修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組み（以下「助成制度」といいます。）については、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」といいます。）を 2 回開催しました。助成委員会において経営努力要件に適合すると判断された 11 件を認定し、これらにより約 35 億円のコスト縮減が見込まれています。このうち、新たに認定された新技術の一部は、今後も複数の工事において採用される予定であり、継続的なコスト縮減が見込まれています。また、支払要件を満たした 11 件について、助成金約 3 億円を交付しました。

また、高速道路ネットワーク機能を長期にわたって健全に保つことを目的とした大規模更新・修繕事業が本格化したことから、会社が制度をより積極的に活用できるよう、機構が会社と連携し、従来はこれらの事業において一工事の中で費用縮減したものを助成対象としていたものを、複数工事を一つの案件（複数工事による費用縮減）として捉えることを検討し、必要な運用手続きの改善を行いました。その結果、複数工事による費用縮減について、2 件認定しました。

なお、認定された新技術を含む経営努力案件は助成委員会の議事概要と併せホームページで公表するとともに、会社に対してコスト縮減の取組の積極的な活用を促しました。

3 業務運営の効率性と透明性の確保

会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、以下のような業務運営の効率化等の取組を行いました。

(1) 一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）については、調査委託業務の発注の見直し等を行い、平成 29 年度に比べ 1%以上削減するとした目標を上回る削減（▲6.4%）を達成しました。

(2) 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、平成 30 年度調達等合理化計画を策定し、公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達の合理化を推進しました。

なお、令和元年 6 月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検・検証が行われ、平成 30 年度における全ての契約は適正に行われているとの評価を受けました。

(3) 情報公開については、機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、次のように取り組みました。

①平成 30 年 8 月に、平成 29 年度決算の公表に合わせて、全国路線網、地域路線網（3 路線網）及び一の路線（3 路線）ごとの債務返済の計画と実績の対比及び差異の理由、セグメント情報等の機構の財務状況に関する詳細な情報について公表しました。

② 機構の業務の枠組みや、平成 29 年度業務の実施状況、同年度決算の概要等をまとめた「高速道路機構の概要 2018」、同英語版及び詳細な開示情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック 2018」を 10 月及び 11 月に発行しました。

(4) 情報セキュリティ対策については、最高情報セキュリティ責任者のもと、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すると共に、適切な情報セキュリティ対策を推進しました。

平成 30 年度における業務の概況は以上のとおりです。今後も、債務の確実な返済に向けて、引き続き業務に取り組むとともに、社会経済情勢等の変化に適切に対応していきます。